

# 質 疑 応 答 書

令和 年 月 日

女川町長 須 田 善 明 殿

住 所  
商 号 又 は 名 称  
代 表 者 職 氏 名

印

工 事 名	令和7年度万石浦漁港大沢地区西護岸等整備工事	
質 疑 事 項	回 答 事 項	
<p>1. クローラークレーン（150t）の手配が困難となった場合、クレーン及びフロート台船の規格は設計変更の協議対象と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>2. 上部工のSPAN割に変更が生じた場合、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>1. 契約後、協議事項とします。</p> <p>2. 現場条件等により事情やむを得ないと判断された場合、協議事項とします。</p>	